

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1901. 90</p> <p><u>3. チーズ代用物として消費される調製品</u></p> <p><u>本品は、脱脂乳（81. 8%）、植物油（15. 65%）並びに少量の塩、ミルク（ホエイ）たんぱく質、レンネット、酸性化培養物、着色料及びビタミンDから成る物品であり、脱脂乳と植物油を混合した後、細菌培養物及び酵素による処理、凝集、カゼインの分離、加熱、圧搾、成形、切断及び加塩され、さらに7～10週間熟成されることにより得られる。この調製品は、“アナログチーズ”と呼ばれることがある。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2101.11 1. <u>可溶性コーヒー（“インスタントコーヒー”とも呼ばれる。）</u></p> <p>本品は、可溶性コーヒー（200 グラム）をガラス瓶に詰めたもので、陶磁製のカップ及び受皿とともに、板紙製の箱に入れて小売用にしたものである。カップ及び受皿は、分離して、第 69.12 項に分類される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>6912.00／1 参照</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3004.90 <u>3. 肥満症治療に用いられる医薬品</u></p> <p>本品は、肥満症治療に用いられる、カプセル剤にした医薬品で、オルリstatt (orlistat (INN)) (1 カプセルあたり 120 ミリグラム)、ゼラチン、インジゴカルミン (E132) 及び 二酸化チタン (E171) を含有する。カプセル（殻）は、不活性成分である微結晶性セルロース、でん粉グリコール酸ナトリウム、ポビドン、ラウリル硫酸ナトリウム及びタルクから成る。</p> <p>本品は、例えば、Ⅱ型糖尿病、高血圧症及び脂質異常症のリスクがある肥満患者の治療のため、低カロリーダイエット食品と組み合わせて投与されるべきものである。本品は、肥満症に対して治療又は予防の効果を与えるために十分な量の有効成分を含む。</p> <p>本品は、90 カプセルのプラスチック容器入りで小売用にしたものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6912.00</p> <p><u>1. 陶磁製のカップ及び受皿</u></p> <p><u>本品は、ガラス瓶に詰めた可溶性コーヒー（200 グラム）とともに、板紙製の箱に入れて小売用にしたものである。可溶性コーヒーは、分離して、第 2101.11 号に分類される。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> <p><u>2101.11／1 参照</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8415.82 <u>1. 床置型スプリットシステムのエアコンディショナー</u></p> <p><u>本品は、床置型スプリットシステムのエアコンディショナーであり、次のものから成る。</u></p> <p><u>(i) 単一のハウジング内に収められた、熱交換器（蒸発器）及びモーター駆動式ファンから成る縦型の室内ユニット。床の上又は壁際に配置するよう設計されているが、設置場所にしっかりと固定されない。</u></p> <p><u>(ii) 単一のハウジング内に収められた、冷媒型圧縮機、熱交換器（凝縮器）及びモーター駆動式ファンから成る室外ユニット。地面又は鉄の棒に取り付け又は固定するよう設計されている。</u></p> <p><u>両方のユニットは、電気配線及び冷媒が流れる管により互いに接続するよう設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	改正前
<p>2. 一体構造型ポータブルエアコンディショナー</p> <p><u>本品は、単一のハウジング内に、2つのモーター駆動式ファン、蒸発器、凝縮器及び圧縮機を有している。容易に移動できるようにするため4つのキャスターが取り付けられ、移動用の2つのハンドグリップを有する。窓や壁から暖かい排気を逃すため、附属品としてフレキシブルな排気ホースを取り付けることができる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8502.39</u></p> <p><u>1. 蒸気タービンとセットにした発電機</u></p> <p><u>本品は、蒸気タービン、交流（A C）発電機及び結合装置から成り、共に提示されるが、別々に梱包されている。蒸気タービンは高圧高温の蒸気を発し、それを出力 200 メガワットの回転運動に変換する。発電機は蒸気タービンの回転運動から出力 230 メガボルトアンペアの電力を発生する。</u></p> <p><u>蒸気タービンと発電機は発電施設の床に取り付けられるように設計されており、それぞれの回転子は、結合装置により共に結合される。蒸気タービンと発電機は、加圧された蒸気の熱エネルギーを電気エネルギーに変えるため、互いに連係して作動する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

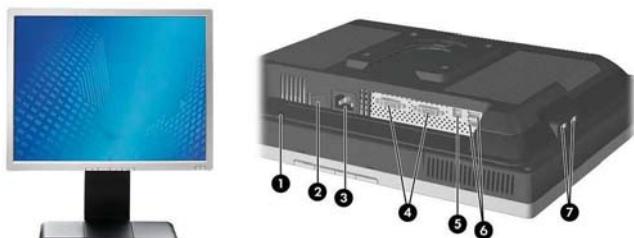
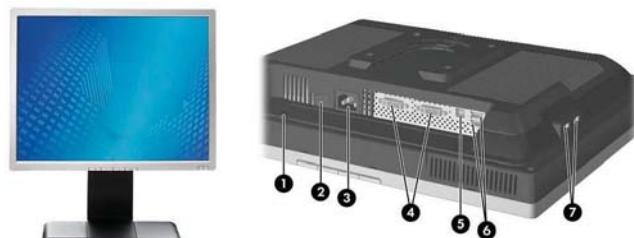
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8518.22</p> <p><u>1. 楽器用の機器</u></p> <p><u>本品は、A B 級アンプ真空管、2 つのプリアンプ真空管、2 つのアンプ真空管及び 2 つの拡声器を、単一のハウジング内で組み合わせたものである。本品は、エレキギター、電子キーボード、電子ピアノ又はMP 3 プレーヤー等の様々な音源から電気信号を受ける。その電気信号を増幅し拡声器に伝えることで、音を発生させる。ある周波数（低・中・高域）を強めたり弱めたりして音質を調整すること及び発生させる音に電子的なエフェクトを与えることができる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6（第 16 部注 3）を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8528.51	<p>4. カラーモニター</p> <p>本品は、20.1 インチ（51 センチメートル）の薄膜トランジスター液晶ディスプレイ（TFT LCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、1 つの USB（Universal Serial Bus）アップストリームコネクター、4 つの USB ダウンストリームコネクター、2 つの DVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクター及び前面操作装置（メニュー、マイナス／自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で<u>結合している</u>カラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 解像度（最大）：1600×1200（75 ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.258 ミリメートル — 輝度：300 カンデラ／平方メートル — コントラスト比：1000：1 — 水平周波数：30～94 キロヘルツ — 垂直リフレッシュレート：48～85 ヘルツ <p>通則 1 及び 6 を適用</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1. ケーブルロック 2. マスター電源スイッチ 3. AC 電源コネクター 4. DVI-I コネクター 	8528.51	<p>4. カラーモニター</p> <p>本品は、20.1 インチ（51 センチメートル）の薄膜トランジスター液晶ディスプレイ（TFT LCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、1 つの USB（Universal Serial Bus）アップストリームコネクター、4 つの USB ダウンストリームコネクター、2 つの DVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクター及び前面操作装置（メニュー、マイナス／自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で<u>結合している</u>カラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 解像度（最大）：1600×1200（75 ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.258 ミリメートル — 輝度：300 カンデラ／平方メートル — コントラスト比：1000：1 — 水平周波数：30～94 キロヘルツ — 垂直リフレッシュレート：48～85 ヘルツ <p>通則 1 及び 6 を適用</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1. ケーブルロック 2. マスター電源スイッチ 3. AC 電源コネクター 4. DVI-I コネクター

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
5. USB アップストリームコネクター 6. USB ダウンストリームコネクター 7. USB ダウンストリームコネクター（側面パネル）	5. USB アップストリームコネクター 6. USB ダウンストリームコネクター 7. USB ダウンストリームコネクター（側面パネル）